

(仮訳)

CEDAW/C/GC/30

配布先：一般

2013年10月18日

原文：英語

事前未編集版

## 女子差別撤廃委員会

### 一般勧告第30号 紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性

#### 目次

- I. 序文
- II. この一般勧告の範囲
- III. 紛争予防・紛争中・紛争後の状況に対する本条約の適用
  - A. 領土内及び領土外における本条約の適用
  - B. 国家的及び非国家的な主体に対する本条約の適用
  - C. 本条約と国際人道法、難民法、犯罪法との相互補完性
  - D. 本条約と女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の議題
- IV. 本条約と紛争予防・紛争中・紛争後の状況
  - A. 女性と紛争予防
  - B. 紛争中及び紛争後の状況における女性
- V. 結論
  - A. 監視と報告
  - B. 条約の批准又は条約への加入

## I. 序文

1.女子差別撤廃委員会は2010年の第47会期において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第21条に従い、紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告を採択することを決定した。この一般勧告の主な目標及び目的は、本条約の下で、締約国に対し、女性の人権を保護、尊重、実現するための義務を完全に順守するための法律上、政策上及びその他の適切な措置に関して、確立した指針を提供することにある。また、この勧告は、過去に採択された一般勧告において明示された原則に基づいている。

2.女性の人権を常に保護し、紛争前、紛争中、紛争後に実質的な男女共同参画を推進し、女性の多様な経験が平和構築・平和創造・復興のあらゆるプロセスに十分に統合されるようにすることは、本条約の重要な目的である。本委員会は、締約国の義務は紛争や非常事態の最中にも、締約国の領土内にいるか、又は、領土内にいなくても実効支配下にある市民と非市民を区別することなく、適用され続けることを改めて表明する。本委員会は、ジェンダーによって紛争の影響が左右されること、紛争予防の取組、紛争後の移行、復興のプロセスから女性が除外されていることについて、また、そのような状況における本条約の適用に関して締約国による報告は十分な情報を提供していないという事実について、繰り返し懸念を表明している。

3.この一般勧告は、本条約が定める権利を損ねる民間人又は民間組織の行為について相当の注意を払うという義務を履行するよう締約国を具体的に導くとともに、非国家的主体が、紛争影響地域の女性の権利に対してどのように取り組めるかという点について提言を行うものである。

## II. この一般勧告の範囲

4.この一般勧告は、紛争予防、国際的及び非国際的な武力紛争、外国に占領された状況、並びに、その他の形態の占領及び紛争後の局面に対する本条約の適用を取り扱っている。加えて、本勧告は、国内騒乱、長期に及ぶ低強度（戦争には至らない程度）の国内闘争、政治闘争、民族間・対立住民間の武力衝突、非常事態及び大衆蜂起の弾圧、テロ及び組織犯罪との戦い等のその他の懸念される状況も取り扱っている。これらについては、国際人道法の下では必ずしも武力紛争に分類されるとは限らないが、女性の権利の深刻な侵害を招き、本委員会が特に懸念するものである。この一般勧告のため、女性と女兒の人権に取り組む様々な課題や機会を包括することができるように、適宜、紛争中及び紛争後の局面を分割してある。しかし、紛争中から紛争後への移行は往々にして直線的ではなく、紛争を停止したかと思うと、また、計画通りに実行できず紛争に戻るといった長期化しかねないサ

イクルに陥る恐れがあることを、本委員会として述べておく。

5.そうした状況は、国内強制移動、無国籍状態、帰還プロセスに伴う難民たちの苦闘という危機と密接に連動している。その点で、本委員会は締約国の領土内にいるか、又は、領土内にいなくても実効支配下にある市民と非市民、国内避難民、難民、亡命希望者及び無国籍者の人権に影響を及ぼす自国の行為すべてに対して、締約国が責任を負い続けるとした一般勧告第 28 号（2010 年）における主張を改めて表明する。

6.女性は均質の集団ではなく、紛争経験も、紛争後の状況における具体的ニーズもさまざまである。女性は受け身の傍観者でもなければ、単なる犠牲者や標的でもない。女性は戦闘員、市民社会の一員、人権活動家、抵抗運動のメンバー、公式及び非公式の平和構築・復興プロセスにおける積極的主体としての役割を歴史的にも担ってきたし、今後も担い続ける。締約国は、女性差別を撤廃するという本条約に基づく義務の、すべての側面と取り組まなければならないのである。

7.一般勧告第 28 号（2010 年）に示されたような重複する差別形態も、女性差別に拍車を掛ける。本条約はライフサイクル・アプローチを反映しているので、締約国にはさらに、紛争の影響を受けた女性の、ジェンダーに基づく差別から生じる固有のニーズと権利に対処する義務もある。

### III. 紛争予防・紛争中・紛争後の状況に対する本条約の適用

#### A. 領土内及び領土外における本条約の適用

8.本委員会は、締約国の義務は自国の領土内にいないが実効支配下にある者に対しても領土を越えて適用されること、及び、締約国は影響を受ける者が自国の領土内にいるかどうかに関わりなく、人権に影響を与える自国の行為すべてに対して責任を負うことを示した一般勧告第 28 号（2010 年）を改めて表明する。

9.紛争中及び紛争後の状況では、締約国は領土内又は領土外において司法権を行使するに当たり、例えば、一方的な軍事行為における場合のように単独によるか、あるいは、国際平和維持部隊に参加した場合のように国際的機関又は政府間機関の一員としてであるかを問わず、本条約及びその他の国際人権・人道法を適用する義務がある。本条約は、占領や国際連合の領土管理等その他の形態の外国領土の管理など、国家が司法権を行使するすべての場合を含む広範な状況や、国際的な平和維持又は平和執行のための活動の一環としての国の代表団や、軍隊や傭兵など領土外の国家機関によって抑留された者や、他国における

合法的又は非合法的な軍事行為や、紛争予防及び人道的援助、緩和、又は、紛争後の復興のための二国間又は多国間の援助支援や、和平又は交渉のプロセスに第三者として関与する場合や、紛争影響国との貿易協定の締結に対して適用される。

10. また、本条約は締約国に対して、自国の実効支配下にあつて、領土外で活動する国内の非国家的主体の活動を規制することを求める。本委員会は一般勧告第 28 号（2010 年）において、あらゆる公的又は私的主体による差別を撤廃するという、本条約第 2 条（e）に定める、領土外で活動する国内企業の行為にまで及ぶ要件を再確認した。これには、強制的立ち退きを招き、また、紛争地帯で活動する民間警備会社及び他の請負業者向けに説明責任及び監視のメカニズムを確立する必要があるような、紛争影響地域内のプロジェクトに対して国内企業が融資を行う場合も含まれる。

11. さらに、障害のある女性（障害者の権利に関する条約第 32 条）、武力紛争下の女兒（児童の権利に関する条約第 24 条 4 及びそれに付随する最初の二つの選択議定書）、経済的、社会的及び文化的権利の無差別の享受（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 2 条 1、第 11 条 1、第 22 条、第 23 条）に関する条約法等の国際法に定められているように、締約国が領土外において国際協力の義務を負う場合も考えられる。そのような場合、本条約は領土外にも適用されることから、国家はそうした義務を履行するに当たり本条約を順守する必要がある。

12. 本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 単独で、あるいは、国際的又は政府間の機関・連合体の一員として行動しているかにかかわらず、領土内又は領土外の司法権を行使するに当たり、本条約及びその他の国際的な人権文書及び人道法を包括的に適用すること、

(b) 領土外で活動する、自国の実効支配下にある国内のすべての非国家的主体の活動を規制し、それらが本条約を十分に尊重するように図ること、

(c) 外国を占領した状況においては、占領国として、領土外にも適用される本条約が保証する権利を尊重し、保護し、満たすこと。

## B. 国家的及び非国家的な主体に対する本条約の適用

13. 紛争予防、紛争中、紛争後のプロセスにおける女性の権利は、単独で行動する国家（たとえば、自国の国境内で紛争が発生した国家、紛争の地域的な局面に巻き込まれた近隣諸

国、あるいは、国境を越えた一方的な軍事作戦に巻き込まれた国家として)並びに国際的又は政府間の機関の一員として行動する国家(たとえば、国際平和維持軍に貢献することにより、あるいは、和平プロセスを支援するために国際金融機関を通じて資金を提供する援助国として)及び武装集団、民兵組織、企業、民間軍事請負企業、組織犯罪集団、自警団等の連合体や非国家的主体など、様々な主体の影響を受ける。紛争中及び紛争後の状況においては、往々にして国家機関が弱体化し、あるいは、特定の政府機能を他国政府や政府間機関、さらには、非国家集団が担う場合もある。そのような場合、関係する様々な行為主体には、本条約に基づく同時にかつ補完的に一連の義務が存在する可能性がある点を、本委員会は強調する。

14.また、国際法の下で、非国家的主体の作為又は不作為の原因が国家にあると考えられる場合にも、本条約に基づく国家の責任が生じる。締約国が紛争予防・紛争中・紛争後のプロセスにおいて国際機関の一員として行動している場合も、当該締約国は、その領土内及び領土外において本条約に基づく義務を果たす責任を依然として負い、また、そうした機関の政策及び決定が、本条約に基づく義務に沿ったものとなるように図るための措置を講じる責任も負う。

15.また、本条約が定める権利を損ねる民間人又は民間組織の行為を国家が相当の注意をもって予防・捜査・処罰し、確実に矯正しなければならないという点で、本条約は、保護の任務を担っている非国家的主体を規制することを締約国に求めていると、本委員会は繰り返し強調している。本委員会は一般勧告第19号(1992年)及び第28号(2010年)において、女性を暴力及び差別から保護する上で払うべき相当の注意義務の概要を述べ、締約国は憲法上及び法律上の措置と並び、本条約を履行するための適切な行政的及び財政的支援も提供しなければならないことを強調している。

16.非国家的主体の規制を締約国に求めることに加えて、国際人道法には、1949年のジュネーヴ諸条約共通第3条及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約への追加議定書にあるような武力紛争の当事者(たとえば、暴徒及び反政府組織)としての非国家的主体を規制する、非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関連する相応の義務が盛り込まれている。国際人権法の下では、非国家的主体は本条約の当事者になることはできないが、特定の状況にある場合、特に、識別可能な政治的構造を備えた武装集団が領土と住民に対して大きな支配力行使する場合は、国際的な人権を尊重する義務を非国家的主体が負うことを本委員会は述べる。著しい人権侵害及び深刻な人道法違反は、非国家武装集団及び民間軍事請負企業のメンバー及び指導者も含めて個人の刑事責任を伴いうることを、本委員会は強調する。

17.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する:

(a) 相当の注意を払う義務の一環として、民間人又は民間組織の行為を確実に矯正すること、

(b) テロリスト、民間人、武装集団等の非国家的主体を慰撫することを目的とした、女性の権利保護におけるあらゆる形態の後退を拒否すること、

(c) 紛争影響地域における活動に関連する人権侵害、特に、ジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力を防ぐために非国家的主体と議論するとともに、ジェンダーに基づく暴力に特段の注意を払いながら、高まる侵害リスクの評価・対応について適切な支援を企業に提供し、有効な説明責任の制度を設けること、

(d) 紛争中及び紛争後の違反を捜査するに当たり、国家的及び非国家的な主体による違反を確実に特定して対処するため、ジェンダーに配慮した運営（たとえば、女性警察官の活用）を行うこと。

18.また、本委員会は武装集団等の非国家的主体に対しても、次のように要請する:

(a) 本条約に沿い、紛争中及び紛争後の状況において女性の権利を尊重すること、

(b) 人権に関する行動規範、及び、ジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力の禁止を順守すると約束すること。

#### C. 本条約及び国際人道法、難民法、犯罪法との相互補完性

19.非国際的又は国際的な武力紛争、非常事態又は外国による占領、あるいは、政治紛争等その他の懸念される状況にかかわらず、すべての危機的状況において、女性の権利は、本条約及び国際人道法、難民法、犯罪法に基づく相互補完的な保護で構成される国際法体系により保証されている。

20.非国際的又は国際的な武力紛争の始まりの定義に当てはまる状況において、本条約及び国際人道法は同時に適用されるものであり、両者の異なる保護は相互補完的であって、相互に排他的ではない。国際人道法の下では、武力紛争の影響を受けた女性は男女双方に適用される一般的な保護に加えて、主に、強姦、強制売春、及び、その他あらゆる形態の強制わいせつからの保護、国際武力紛争の際の妊産婦及び授乳期間中の母親への救援物資の優先的配給、男性と区分され、女性が直接監視を行う区画での拘留、妊婦や扶養児童又は

幼児がいる母親の死刑からの保護等、限られた特定の保護を受ける資格がある。

21.また、国際人道法は占領国に対して、本条約及びその他の国際人権法と同時に適用される義務も課している。さらに、国際人道法は国家に対して、自国が占領する領土に自国の一般市民の一部を移住させることを禁じている。国際人道法の下では、占領下にある女性は一般的な保護及び次に挙げるような特定の保護、すなわち、強姦、強制売春、その他あらゆる形態の強制わいせつからの保護、妊産婦向けに用意された必需衣料物資の自由な通関、特に妊婦及び7歳未満の子どもを持つ母親を含む一般市民の保護のために設けられる可能性がある安全又は中立な地帯、男性と区分され、女性が直接監視を行う区画での拘留といった保護を受ける資格がある。女性の民間人抑留者は衛生施設を与えられるとともに、その所持品検査は女性によって行われなければならない。

22.女性差別を禁じる本条約の条項は、特に、関連する国際協定、とりわけ、難民の地位に関する1951年の条約及びそれに関する1967年の議定書に明確な男女平等規定が欠けていることから、様々な状況の難民、避難民、無国籍状態の女性と女兒のための国際的な法的保護体制を補強し、補完するものである。

23.本条約の下で、人身売買並びに性的及びジェンダーに基づく暴力を予防・捜査・処罰するという締約国の義務は、女性と女兒の人身取引による奴隷化、強姦、性的奴隷、強制売春、強制的妊娠、強制的不妊手術のほか、同等に深刻なあらゆる形態の性的暴力が、戦争犯罪、人道に反する犯罪、又は、拷問行為、あるいは、大量虐殺行為を構成する可能性があると定めた国際刑事裁判所の混合法廷の判例及び「国際刑事裁判所に関するローマ規程」を含む国際犯罪法によって補強される。また、国際犯罪法は特にジェンダーに基づく暴力、とりわけ、性的暴力の定義を含めて、本条約及びその他の国際的に認められた人権文書と整合する形で、ジェンダーに関する有害な区別が生じないように解釈されなければならない。

24.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 本条約に基づく義務を履行するに当たり、国際人道法、難民法、犯罪法により生じる女性と女兒に対する相互補完的な保護を十分に考慮すること。

D. 本条約と女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の議題

25.本委員会は、紛争中及び紛争後の状況におけるHIV及びエイズの女性への影響について具体的指針を示した第1983号(2011年)等の安全保障理事会決議に加えて、様々な主題

を取り上げた安全保障理事会決議、特に、第 1325 号（2000 年）、第 1820 号（2008 年）、第 1888 号（2009 年）、第 1889 号（2009 年）、第 1960 号（2010 年）、第 2106 号（2013 年）が、女性・平和・安全保障に関するアドボカシー（権利擁護）を前進させる上で欠かせない政治的枠組みであることを認識している。

26.このような決議が取り上げるすべての関心領域は、本条約に明記された条項に盛り込まれているため、その履行にあたっては実質的平等のモデルに基づくとともに、本条約に記されたすべての権利を対象としなければならない。本委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の議題の履行を、本条約及びその「選択議定書」の履行というさらに広範な枠組みに組み入れるような、協調的かつ統合的なアプローチの必要性を改めて表明するものである。

27.本条約は、第 18 条に基づき報告手続を定めており、紛争予防・紛争中・紛争後の状況における場合を含めて、締約国には、本条約の条項を履行するために講じた措置について報告することが求められている。安全保障理事会の公約の履行に関する情報を含める形でこの報告手続を利用すれば、本条約及び安全保障理事会の議題を統合し、ひいては、男女共同参画の拡大・強化・運用を図ることができる。

28.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）及びそれに続く決議を履行するための国内行動計画及び戦略が本条約に準拠し、また、その履行のために適切な予算が配分されるよう図ること、

(b) 安全保障理事会の公約の履行が、実質的平等のモデルを反映し、また、性的暴力を含めた紛争に関連するジェンダーに基づく暴力に関わる違反に加えて、紛争中及び紛争後の状況が本条約に記されたすべての権利に及ぼす影響を考慮に入れるように図ること、

(c) 本条約の条項を実施に移すために、紛争予防、紛争中、紛争解決、紛争後の復興等、紛争プロセスの最大限の範囲で、国際連合のすべてのネットワーク、部門、機関、財団、プログラムと協力すること、

(d) 安全保障理事会が取り上げる女性・平和・安全保障に関する議題の履行に取り組む市民社会団体及び非政府組織（NGO）との共同作業を強化すること。

#### IV. 本条約と紛争予防・紛争中・紛争後の状況

## A. 女性と紛争予防

29.本条約に基づく義務は、締約国が紛争及びあらゆる形態の暴力の予防に力を入れて取り組むことを求めている。そのような紛争予防としては、公開情報を収集・分析する効果的な早期警戒システム、予防外交及び仲裁、紛争の根本的原因に対処する予防的な取組が該当する。また、ジェンダーに基づく深刻な暴力行為を犯したり、容易にしたりする目的で使用されるのを防ぐため、既存の往々にして不法な、小型武器を含む通常兵器の流通を適切に管理することに加えて、武器貿易を強力かつ有効に規制することもこれに該当する。ジェンダーに基づく暴力及び差別がより一層蔓延することと、紛争の発生には相関関係がある。たとえば、性的暴力の急速な蔓延は、紛争の初期の兆候となる。したがって、ジェンダーに基づく違反行為を根絶する取組は、同時に、長期的には、紛争や紛争の激化、及び、紛争後の局面における暴力の再発の予防に寄与する。

30.女性の権利にとって紛争予防が重要であるにもかかわらず、紛争の予測に関係がないとして、紛争予防の取組から女性の経験を除外することが多く、紛争予防への女性の参画は低い。以前、本委員会は、予防外交及び軍事費や核軍縮等のグローバルな課題と取り組む機関への、女性の参画の低さを指摘したことがある。本条約を履行しないことに加えて、そのようなジェンダーに配慮しない紛争予防措置では、紛争を適切に予測・予防することができない。女性の利害関係者を交え、ジェンダーを考慮した紛争の分析を活用して初めて、締約国は適切な対応策を立てることができる。

31.本条約は、予防政策が差別的でないこと、及び、紛争を予防又は緩和する取組が意図的か不注意によるかを問わず女性を害したり、ジェンダー不平等を惹起又は強化したりしないことを求めるものである。現地の和平プロセスへの中央集権政府又は第三国の介入により、現地レベルでの女性のリーダーシップ及び平和維持の役割が損なわれるべきではなく、尊重されるべきである。

32.本委員会は、以前、合法的取引から流れてきた武器を含む通常兵器、特に小型武器の拡散が、紛争に関連するジェンダーに基づく暴力の犠牲者、家庭内暴力（DV）の犠牲者、そしてまた、抵抗運動における抗議者または又は行為者としての女性に対して、直接的又は間接的な影響を与える可能性があると言及している。

33.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

- (a) 女性の公式及び非公式の紛争予防の取組を強化・支援すること、
- (b) 国内的・地域的・国際的な機関、並びに、予防外交のための非公式又は現地の、ある

いは、コミュニティを基盤とするプロセスに女性を平等に参画させること、

(c) ジェンダーに基づく暴力及びその他の女性の権利の侵害が悪化するのを予防するため、早期警戒システムを設けるとともに、ジェンダーに応じた安全措置を講じること、

(d) 早期警戒システムの結果管理の枠組みに、ジェンダー関連指標及びベンチマークを含めること、

(e) 武器貿易条約（2013年）の批准及び履行によるものも含めて、国際的な武器移転、特に、不法な小型武器の移転がもたらすジェンダーに応じた影響に対処すること。

## B. 紛争中及び紛争後の状況における女性

### 1. ジェンダーに基づく暴力（第1～3条及び第5条（a））

34. 女性と女兒に対する暴力は本条約が禁じる差別の一形態であり、人権侵害である。紛争は既存のジェンダー不平等に拍車を掛け、女性が国家的主体及び非国家的主体の双方から、様々な形態のジェンダーに基づく暴力を受けるリスクを高める。紛争に関連する暴力は、家庭や拘留施設、及び女性の国内避難民や難民のためのキャンプ等、あらゆる場所で発生し、また、たとえば、水汲みやたきぎ拾い等の日常的活動を行っている最中や、登校や通勤の途上等、どんな時にでも起こるものである。紛争に関連するジェンダーに基づく暴力の加害者は多岐にわたり、その中には武装した政府軍、民兵組織、非国家武装集団のメンバー、平和維持要員、民間人も含まれる可能性がある。武力紛争の性質、期間、あるいは、関与する主体にかかわらず、女性と女兒が、ますます意図的に、恣意的殺害、拷問及び身体切断、性的暴力、強制的結婚、強制的売春、強制的妊娠から強制的な妊娠中絶及び不妊手術に至るまで、様々な形態の暴力及び虐待の標的とされ、そうした行為を受けやすくなっている。

35. すべての民間人が武力紛争により悪影響を受けるものの、女性と女兒は特に、そして、ますます、「コミュニティ又は民族集団の民間人メンバーに対して、屈辱を与え、支配し、恐怖を植え付け、追い払い、及び／又は強制的に移転させることを戦争の戦術として使うことも含めて」性的暴力の行使の標的とされるようになっていて、しかも、停戦後であっても、なお、こうした形態の性的暴力が続くことは議論の余地がない（安全保障理事会決議第1820号（2008年））。紛争後の環境に置かれたほとんどの女性にとり、暴力は正式な停戦、あるいは、和平合意の署名とともに終わるものではなく、往々にして、紛争後の状況の下で増加する。本委員会は、多くの報告書が、紛争後の状況の下では、暴力の形態や

場所は変わり、すなわち、国家的暴力はもはや存在しなくなるかもしれないが、ジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力、特に、性的暴力が激しくなると認めていることを認識している。また、実効を欠く武装解除・動員解除・社会復帰プロセス等、その他の要因に加えて、ジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力の防止・捜査・処罰を怠ることも、紛争後の時期において女性に対する一層の暴力につながりうる。

36.紛争中及び紛争後は、国内避難民及び難民の女性、女性の人権擁護者、自分が属するコミュニティの象徴的代表として襲われることが多い様々なカースト、民族、国籍、宗教、その他の少数集団又は身分に属する女性、寡婦、障害のある女性等、特定のグループの女性と女兒が、暴力、とりわけ、性的暴力を受けるリスクが特に高い。また、女性戦闘員及び軍に属する女性も、国家及び非国家の武装集団及び抵抗運動組織から性的暴行やセクシュアル・ハラスメントを受けやすい。

37.また、ジェンダーに基づく暴力は、国家及び非国家による女性の権利の擁護者への攻撃等、政治的及び公的活動への女性の平等かつ有意義な参画を損ねる複合的なさらなる人権侵害にもつながる。紛争に関連するジェンダーに基づく暴力は、傷害及び障害、HIV 感染リスクの増加、性的暴力に起因する望まない妊娠のリスク等、非常に広範な肉体的・心理的影響を女性にもたらす。戦争の武器として使われる強姦を通じた HIV への故意の感染を含めて、ジェンダーに基づく暴力と HIV の間には強い関連性がある。

38.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 法律、政策、規則を通じたものも含めて、国家的及び非国家的な主体によるジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力を禁止すること、

(b) ジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力、特に、国家的及び非国家的な主体が行う性的暴力を予防・捜査・処罰し、ゼロ・トレランス（一切容認しない）政策を履行すること、

(c) 女性と女兒の司法へのアクセスを保証すること、性的及びジェンダーに基づく暴力に対処するためのジェンダーに配慮した捜査手続を採用すること、警察官、軍人、さらに平和維持要員も対象にしたジェンダーに配慮した訓練を行うとともに行動規範及び規則を採用すること、移行期の司法制度の状況下も含めて、独立性・公平性・廉潔性を確保する司法能力を構築すること、

(d) ジェンダーに基づく暴力、特に、様々な状況下での様々な分類の女性に対する性的暴力の発生及び蔓延に関するデータを収集するとともに、データ収集法を標準化すること、

(e) ジェンダーに基づく暴力、特に、性的暴力の被害者が、確実に、包括的な医療処置・精神保健ケア・心理社会的支援にアクセスできるようにするために、適切な資源を配分し、有効な措置を講じること、

(f) 性的暴力のサバイバー向けに医療・法律・心理社会的サービスを提供するワンストップ・ショップ、緊急支援を経済的・社会的エンパワーメント及び社会復帰に結び付ける多目的コミュニティ・センター、移動診療所を含むジェンダーに基づく暴力に関するサービスの提供者と、治安関係者を結び付けるための標準的な運用手続及び照会経路を構築し、周知すること、

(g) 暴力を受けた女性と女兒に特有のニーズ（性的暴力が彼女らの性と生殖に関する健康に与える影響を含む）に対処するため、技術的な専門知識を投入するとともに資源を配分すること、

(h) ジェンダーに基づく暴力及び HIV に対する予防と対応を連動させ、整合を図る具体的な介入措置を、国家の対応に盛り込むようにすること。

## 2. 人身取引（第6条）

39. ジェンダーに基づく差別を構成する女性と女兒の人身取引は、紛争中及び紛争後に、政治的・経済的・社会的構造の崩壊、暴力の頻発、軍国主義の増大が原因で激化する。紛争中及び紛争後の状況は、女性の性的・経済的・軍事的搾取といった、戦争に関連した特殊な需要構造を生む。人身取引の形態は地域、個々の経済的・政治的環境、関与する国家的及び非国家的な主体により様々であるものの、紛争影響地域が女性と女兒の人身取引の起点・中継点・終点の場所となりうる。国内避難民又は難民向けのキャンプに居住しているか、又は、そうしたキャンプから帰還しようとしている女性と女兒、あるいは、生計手段を探している女性と女兒は、人身取引に遭うリスクが特に高い。

40. また、紛争影響地域からの移民の流入を、第三国が阻止、追放又は拘留等の措置を通じて規制しようとしている場合にも、人身取引が起こりうる。紛争地帯から逃げ出す女性と女兒の機会を制限するような規制的、性別限定的、又は、差別的な移民政策は、女性と女兒が搾取及び人身取引に遭う可能性を高めかねない。

41. 本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 公的な機関と民間の主体のどちらの行為かにかかわらず、自国の司法権の下で発生す

る人身取引及び関連する人権侵害を予防・訴追・処罰し、国内避難民及び難民を含む女性と女兒を対象とする具体的な保護措置を講じること、

(b) 人身取引及び性的な搾取・虐待に関する国際人権基準に基づくゼロ・トレランス（一切容認しない）政策を、国軍及び平和維持軍、国境警察及び入国管理官、人道活動家にも適用するものとして採用し、そうした相手に対して、被害を受けやすい女性と女兒を特定して保護する方法に関する性別に配慮した訓練を施すこと、

(c) 紛争影響地域の出身の女性と女兒が人身取引に遭わないようにするような、ジェンダーに配慮した、権利に基づく、包括的な移民政策を採用すること、

(d) 人身取引に遭った女性と女兒の権利を保護し、加害者の訴追を促進するため、二国間又は地域的な合意及びその他の形態の協力を受け入れること。

### 3. 参画（第7～8条）

42.紛争中は女性が世帯主、和平調停役、政治指導者、戦闘員としてリーダーの役割を担うことが多いものの、本委員会は、紛争後及び移行の期間と復興プロセスの中では女性の意見が抑えられ、軽視されるという懸念を、繰り返し表明してきた。本委員会は、国際交渉、平和維持活動、あらゆるレベルの予防外交、仲裁、人道的支援、社会融和、国内的・地域的・国際的レベルの和平交渉、並びに、刑事司法制度に、十分な人数の女性が加わることで改善が図れることを改めて主張する。国レベルでは、様々な政府部局における女性の平等、有意義で効果的な参画、政府部門の指導的役職への女性の任命、及び、市民社会の活動的メンバーとして女性が参画できることが、民主主義と平和と男女共同参画が永続する社会を創出するための必須条件である。

43.紛争直後の時期は、締約国が自国の政治的及び公的活動における女性差別を撤廃するための立法・政策措置を講じ、女性が紛争後の新しい統治構造に参画する平等な機会を持つるようになるための戦略的な機会をもたらさう。しかし、多くの場合、正式な停戦の時点において、男女共同参画及び意思決定過程への女性の参画を促進することが重要課題とみなされず、安定化目標と両立できないものとして二の次にされることさえある。正式な平和創造及び紛争後の復興と社会経済的開発への女性の十分な参画及び関与は、ジェンダーに基づく暴力及びその他の形態の女性に対する差別に加えて、伝統的に男性が握ることになっている国家・非国家集団のリーダーシップに見られるような、意思決定のあらゆる側面から女性を排除するという深く根付いた固定観念により、実現されないことが多い。

44.政治的及び公的活動において（第 7 条）、及び国際的レベルにおいて（第 8 条）女性が平等に代表を送れるようにするという締約国の義務を果たすには、第 4 条 1.に定める暫定的な特別措置を含めて、紛争に関連した移動性、安全、資金調達、選挙活動、技能をめぐる制約と連動した女性の平等な参画に特有の様々な障害に加えて、紛争影響地域におけるより幅広い男女差別及び男女不平等の状況に対処するための追加的な措置が必要である。

45.このような義務の履行においては、女性が確実に自らの機関を代表することと、和平プロセスへの現地女性の参画を支援することを求められる、平和創造プロセスに関与するその他の締約国に加えて、特に、自国領土で戦闘が発生した締約国に対して適用される。女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）と併せて、これらを履行することは、紛争の予防・管理・解決に関連するプロセスへの女性の有意義な参画を保証する。

46.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 法律、行政、管理及びその他の規則に関する手段が、紛争の予防・管理・解決への女性の参画を制約しないように確保すること、

(b) 軍隊、警察、司法機関及び紛争中に行われた犯罪を処理する移行期司法制度（裁判によるもの及び裁判によらないもの）におけるものも含めて、国家の機関及び制度のあらゆる意思決定レベルにおいて、女性が平等に代表できるように確保すること、

(c) 女性問題に取り組む女性団体及び市民社会組織、並びに、市民社会の代表者が、あらゆる和平交渉及び紛争後の再建・復興の取組に平等に含まれるように確保すること、

(d) 紛争後の政治プロセスに女性が効果的に参加できようにするために、女性にリーダーシップ訓練を提供すること。

47.本委員会は単独で、又は、国際機関の一員として紛争解決プロセスに参加する第三国に対して、次のように勧告する：

(a) 女性を、上級レベルも含む代表団員として交渉・仲裁活動に加えること、

(b) 女性の効果的な参画を促すため、紛争から脱け出そうとしている諸国に対して、紛争解決プロセスに関する技術的援助を提供すること。

#### 4.教育・雇用・保健へのアクセスと農村の女性（第 10～12 条、第 14 条）

48.国家の公的なサービス提供のインフラストラクチャーが完全に崩壊してしまうのが、武力紛争の主要な直接的結果の一つであり、その結果、必要不可欠なサービスが国民に届かなくなってしまう。そのような状況下では女性と女兒が苦しみの最前線に立ち、社会的・経済的な側面の影響をまともに受ける。紛争影響地域では、安全が確保できないために学校が閉鎖される、国家的及び非国家的な武装集団によって占拠されたり、破壊されたりしてしまい、いずれの場合も、女兒の学校へのアクセスを妨げる。女兒の教育へのアクセスを妨げるその他の要因としては、女兒や教員を狙った非国家的主体による襲撃及び脅迫、並びに、女兒が担わなければならない家族の世話や家事をめぐる追加的な責任がある。

49.同様に、家族の生存が女性に大きく依存するようになるのに伴い、女性は生計を立てるための別の収入源を探すことを余儀なくされる。紛争中は、それまで男性が担っていた正規雇用部門における役割を女性が引き受けていても、紛争後の状況においては、女性が正規部門の職を失い、紛争後の状況の中で家庭又は非正規部門に戻るものが珍しくない。紛争後の状況においては、持続可能な紛争後経済を構築するために雇用を創出することが最優先課題の一つだが、正規部門の雇用を創出する取組のイニシアチブは復員男性向けの経済的機会を重視することから、女性がないがしろにされがちである。紛争後の復興プログラムが、経済活動の大半が行われる非公式かつ再生産的な経済分野への女性の貢献を重視し、支援することが不可欠である。

50.紛争影響地域では、不適切なインフラや、専門の医療従事者、基礎的医薬品及び保健医療用品の不足により、性と生殖に関する健康サービスを含む保健医療等の必須サービスへのアクセスが断たれてしまう。その結果、女性と女兒が計画外妊娠や性と生殖に関する深刻な傷害に見舞われたり、紛争に関連する性的暴力の結果として、HIV 及びエイズを含む性感染症に感染するリスクが高まる。保健医療サービスの崩壊又は破壊は、女性の移動性及び移動の自由に対する制約と相まって、なお一層、第 12 条 1.が保証するような保健医療に対する女性の平等なアクセスを損ねる。力の不均衡及びジェンダーに基づく有害な規範は、女兒及び女性の方が偏って高く HIV 感染しやすくさせており、また、紛争中及び紛争後の状況ではこのような要因が一段と顕著になる。また、HIV に関連する不名誉及び差別も広く浸透していて、特に、ジェンダーに基づく暴力と結び付いた不名誉と組み合わせられると、HIV の予防・治療・ケア・支援に深刻な影響が及ぶ。

51.農村の女性は、往々にして、適切な保健医療・社会サービスの不足及び土地・天然資源への不公平なアクセスにより、著しく大きな影響を受けるものである。同様に、紛争下においてはサービスの崩壊が食糧不安、不適切な住居、財産の没収、水の入手困難を招き、

状況をさらに悪化させることが多いため、特に雇用と社会復帰についての障害となる。寡婦、障害のある女性、高齢の女性、家族からの支援がない独身女性、女性が世帯主の家庭は、その不利な境遇のせいで、強まる経済的困難の影響を特に受けやすく、また、往々にして、雇用及び経済的に生き残るための手段と機会に恵まれない。

52. 本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 紛争の影響を受けて学校を中退した女兒が、できるだけ早く学校又は大学に復学できるようなプログラムを策定すること、学校インフラの迅速な補修及び復興に取り組むこと、女兒及び教員を狙った襲撃及び脅迫の発生を予防する措置を講じること、そのような暴力行為の加害者が迅速に捜査・訴追・処罰されるようにすること、

(b) 経済復興戦略が持続可能な紛争後経済に必要な前提条件として男女共同参画を促進するとともに、正規及び非正規双方の雇用部門で働く女性が対象となるように図ること、女性の経済的エンパワーメント、特に、農村の女性及びその他の不利な境遇にある女性グループ向けの機会を強化するための具体的な介入措置を立案すること、そうした戦略及びプログラムの立案及びその監視に女性が関与するように図ること、そしてそうしたプログラムへの女性の平等な参画に対するすべての障壁に効果的に対処すること、

(c) 性と生殖に関する保健医療に、性と生殖に関する健康と権利に関する情報、心理社会的支援、緊急避妊を含む家族計画サービス、出産前ケア、熟練した分娩支援、垂直感染の予防、緊急産科ケアを含む母性保健サービス、安全な妊娠中絶サービス、妊娠中絶後のケア、HIV/エイズ及びその他の性感染症の暴露後予防を含む予防及び治療、数ある中で、性的暴力に起因する産科フィスチュラ、出産合併症、その他の性と生殖に関する健康上の合併症等の傷害を治療するケアへのアクセスを含めること、

(d) HIV に特にかかりやすい可能性がある者も含めて、女性と女兒が HIV の予防・治療・ケア・支援を含む基本的な保健医療サービスと情報にアクセスできるようにすること、

(e) 教育・雇用・保健の領域における取組が重複せず、かつ、へき地及び農村部を含めて不利な境遇にある人々に届くような包括的な進め方を図るため、すべての活動を人道分野及び開発分野の利害関係者と調整すること。

5. 強制移動、難民、亡命希望者（第 1～3 条及び第 15 条）

53. 本委員会は、以前、本条約が強制移動サイクルのあらゆる段階に適用されること、及び、

往々にして、強制移動及び無国籍の状態が男性とは異なる影響を女性に与え、ジェンダーに基づく差別及び暴力を伴うことを指摘した。国内及び国外への強制移動には、強制移動サイクルのすべての段階で発生するジェンダー特有の側面があり、紛争影響地域内での避難・居留・帰還の間、女性と女兒は特に強制移動の対象になりやすい。加えて、女性と女兒は避難中及び強制移動の局面、並びに、キャンプという環境の内外で、往々にして、性的暴力、人身取引、軍隊及び反政府組織への女兒の徴募に関連するリスクを含む著しい人権侵害にさらされやすい。

54. 避難民女性は、教育・所得創出及び技能訓練活動への不平等なアクセス、劣悪な性と生殖に関する保健医療、男性が支配する指導体制の下で拍車が掛かる意思決定過程からの排除、キャンプの配置及びキャンプ内外のインフラの劣悪さのため、紛争中及び紛争後の環境において不安定な状況で暮らしている。こうした悲惨な貧困及び不平等の状況は、女性が搾取及び暴力、並びに、HIV 感染及びその他の性感染症にさらされやすい境遇の下で、女性を金銭、住居、食料、その他の物品と交換で行う性的行為に導きかねない。

55. 難民女性は難民としての経験を通じて、男性とは異なる追加的なニーズを持っている。難民女性は、国内避難民女性と同様の支援及び保護に関する懸念に直面することから、そうした女性のニーズに対処するためのジェンダーに配慮した同様の介入措置により、恩恵を受ける可能性がある。本委員会は、そうした集団内の多様性、本人たちが直面する可能性がある特有の課題及び強制移動（国内か国外か）という状況の法的、社会的、その他の影響、提供される国際支援のギャップ、ニーズに即した対応の必要性を認識している。

56. 紛争に関連する強制移動後の永続的な解決策を求める取組は、女性の意見を軽視する家族又はコミュニティの意思決定に依存するか、あるいは、永続的な解決策が女性を除外した紛争後プロセスの一環として定められることから、しばしば、避難民女性の視点を排除している。加えて、紛争影響地域からの亡命を希望する女性は、その境遇が、主に男性の視点から示されてきた伝統的な迫害の態様と一致しない場合があることから、亡命をめぐるジェンダー上の壁に直面しかねない。

57. 本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 避難中、強制移動中、及び永続的な解決策の状況において、強制退去からの保護、並びに、基本的サービスへのアクセスを含む避難民の女性と女兒の人権の保護を図るために必要な予防措置を講じること、

(b) 障害のある女性、高齢の女性、女兒、寡婦、世帯主の女性、妊婦、HIV/エイズに感染

している女性、農村の女性、先住民の女性、民族・国籍・性別・宗教上の少数派に属する女性、女性人権擁護者等、複合かつ交差する形態の差別を受けやすい、様々なグループの国内避難民及び難民の女性に特有のリスク及びニーズに対処すること、

(c) 支援プログラム及びキャンプ運営の立案及び履行に関連するあらゆる側面、永続的な解決策の選択に関連する決定及び紛争後プロセスに関連するプロセスを含めて、あらゆる意思決定過程における、国内避難民及び難民の女性の有意義な形での包摂及び参画を促進すること、

(d) 強制的な児童婚を含むジェンダーに基づく暴力から保護することも含めて、国内避難民及び難民の女性と女兒を保護・支援し、サービス及び保健医療への平等なアクセス、並びに、物資の配給及び特定のニーズに配慮した支援プログラムの開発及び履行への十分な参画を図ること、土地に特別に依存する先住民・農村・少数派の女性を強制移動から保護すること、教育・所得創出・技能訓練活動を利用できるように図ること、

(e) あらゆる強制移動の状況（キャンプ内、居留地内、あるいは、キャンプ外かを問わない）において、ジェンダーに基づく暴力に対する保護及び予防のための実践的措置を講じるとともに、説明責任のための制度を採用すること、

(f) 紛争に関連する強制移動サイクルのあらゆる局面で発生する、ジェンダーに基づく差別及び暴力のすべての事例を捜査及び訴追すること、

(g) 性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力の犠牲となった国内避難民及び難民の女性と女兒に対して、医療サービス、法的支援及び安全な環境への自由かつ即時のアクセスを提供すること、性と生殖に関する保健医療及び適切なカウンセリング等、女性の保健医療従事者及びサービスへのアクセスを提供すること、強制移動の状況で働く軍及び文官の当局者が保護問題、人権、避難民女性のニーズに関して適切な研修を受けるようにすること、

(h) 緊急の人道的支援ニーズ及び保護の要請が、自分たちのニーズに即した永続的な解決策を選択する権限を獲得するためのリーダーシップと参画を高めながら、国内避難民及び難民の女性の社会経済的権利及び生計手段の機会を支援するための長期的戦略と補完し合うようにすること、

(i) 女性と女兒を含む難民及び避難民が大量に流入するすべての状況が、適切に対処され、また、国際機関の権限が不明確であること、又は、資源の制約の結果として、保護・支援のニーズが妨げられないようにすること。

## 6. 国籍及び 無国籍状態（第 1～3 条及び第 9 条）

58.国内避難民、難民、亡命希望者が直面するリスクの高まりに加えて、紛争は無国籍状態の原因と結果のいずれにもなりうるものであり、私的及び公的な領域のいずれにおいても、女性と女兒を様々な形態の虐待を特に受けやすい状況に陥らせる。女性の紛争経験が、結婚又は結婚の解消に伴って女性に国籍の変更を求め、自分の国籍を子どもに伝えることを女性に認めない法律等、国籍権をめぐる差別と重なると、無国籍状態が発生しかねない。

59.身分証明書や出生届等の必要書類を発行してもらえないか、あるいは、紛争中に紛失又は破損したまま、自分の氏名により再発行してもらえないために国籍を証明できない場合、女性が無国籍状態に置かれかねない。また、性差別がある国籍法のため、女性が国籍を子どもに伝えることを認められない状況においても、無国籍状態が生じる恐れがある。

60.無国籍状態の女性と女兒は、領事館による支援を含めて市民権がもたらす保護を享受できないことと、さらには、正式書類を持たないか、民族的・宗教的・言語的に少数派に属するかの両方又は一方に該当する者が多いことから、紛争時に虐待に直面するリスクが高くなる。また、無国籍状態は、紛争後の期間において基本的な人権と自由の否定が蔓延する結果を招く。すなわち、資源の制約が増す中で政府が国民へのサービスを制限するのに伴い、女性が保健医療、雇用及びその他の社会経済的・文化的権利へのアクセスを拒否されかねない。また、往々にして、国籍を奪われた女性は本条約の第 7 条及び第 8 条に違反する形で、政治プロセス及び自国の新しい政治及び統治への参画から排除されることになる。

61.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 無国籍状態を防ぐ措置が、すべての女性と女兒に適用されるとともに、女性の国内避難民、難民、亡命希望者、人身売買の被害者等、紛争により特に無国籍状態に陥りやすいグループに対応するように図ること、

(b) 紛争前、紛争中、紛争後を通じて、常に、無国籍状態の女性と女兒を保護する措置が講じられるようにすること、

(c) 紛争の影響を受けた女性と女兒に対して、法律上の権利を行使するために必要な書類を取得する平等の権利、及び、そのような書類を自分自身の氏名で発行してもらう権利を保証するとともに、避難民の女性と女兒に対して書類を取得するために元の居住地に戻る

ることを要求する等、不合理な条件を課すことなく、書類を迅速に発行又は補充するように図ること、

(d) 紛争後の移民流入時も含めて、女性の国内避難民、難民、亡命希望者、保護者と離れて付き添い人がいない女兒に対して、個人別に書類を発行するように図るとともに、すべての出生・婚姻・離婚を適切な時期かつ平等に登録するように図ること。

## 7. 婚姻及び家族関係（第 15～16 条）

62.婚姻及び家族関係における不平等は、紛争中及び紛争後の状況における女性の経験に影響を与える。そのような状況では、武装集団を慰撫する目的で、あるいは、女性の紛争後の貧困が原因で経済的安定を求めて結婚を余儀なくされることから、女性と女兒が結婚を強制されかねず、その結果、第 16 条 1. (a) 及び第 16 条 1. (b) が保証する配偶者を選択し、自由に婚姻を行う権利が損なわれる。女兒は紛争中、武装集団によって利用されることが増えている強制的結婚という有害な慣行の犠牲に、特になりやすい。また、貧困並びに女兒を強姦から守れるかもしれないという誤解から、家族も女兒に結婚を強制する。

63.第 16 条 1. (h) が保証する財産への平等なアクセスは、復興への取組に住居及び土地が極めて重要であることを考えると、特に、家族の別離及び夫の死亡が原因で危機的な状況下で増加する傾向がある女性世帯主家庭の女性にとり、紛争後の状況において、ことさらに重大な意味を持つ。女性にとり財産へのアクセスが限定的かつ不平等であることは、紛争後の状況、特に、夫又は男性近親者を失った避難民女性が自宅に戻り、そこで、自分の土地に対する法的所有権がなく、その結果、生計を立てる手段がないことに気づくような場合に、特に悪影響が大きくなる。

64.紛争影響地域において女性に対して強制的に行われる妊娠、妊娠中絶、あるいは、不妊手術は、第 16 条 1. (e) が定める子どもの人数と間隔を自由に、かつ、責任をもって決定する権利を含めて、数え切れないほどの女性の権利を侵害するものである。

65.本委員会は一般勧告第 21 号（1994 年）及び第 29 号（2013 年）を改めて表明するとともに、さらに、締約国に対して次のように勧告する：

(a) 紛争影響地域における女性と女兒に対する強制的結婚や強制的な妊娠・妊娠中絶・不妊手術等、ジェンダーに基づく違反行為を予防・捜査・処罰すること、

(b) 紛争に起因する土地の権利書及びその他の書類の紛失又は破損を含めて、紛争後の状

況において、女性が遺産並びに自分の土地に対する権利を主張する際に直面する特別な不利益を意識した、性別に配慮した法律及び政策を採用すること。

## 8. 治安部門改革と武装解除・動員解除・社会復帰

66.武装解除・動員解除・社会復帰は、より広範な治安部門改革の枠組みの一部であるとともに、紛争後及び移行の期間中に整えられる重要な安全保障構想の一つである。それにもかかわらず、武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムが治安部門の改革構想と調整した上で策定されたり、履行されたりすることはほとんどない。こうした調整の欠如により、ジェンダーに基づく違反行為を犯した元戦闘員の治安部門の役職への社会復帰を促すために恩赦が与えられる場合等、往々にして、女性の権利が損なわれてしまう。また、治安部門改革及び武装解除・動員解除・社会復帰構想についての計画と調整が不足しているために、新たに創設される治安部門の機関における役職からも、女性が排除されてしまう。さらに、不適切な審査プロセスが性別に配慮した治安部門改革を一層妨げるが、そうしたことが、不利な境遇に置かれたグループを含む女性と女兒の安全のニーズに取り組む、非差別的で、しかも性別に対応した治安部門機関を築く上で鍵となる。

67.紛争が終わると、女性は元女性戦闘員として、あるいは、伝令、料理人、衛生兵、介護者、強制された労働者や妻として武装集団に関与した女性と女兒として、特有の課題に直面する。武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムが、武装集団に伝統的に見られる男性中心の体制になっている場合は、往々にして女性と女兒に特有のニーズに対応せず、その意見も聞かないし、さらには彼女らを排除してしまう。元女性戦闘員が、武装解除・動員解除・社会復帰の名簿から外されることも珍しくない。また、武装集団に関与した女兒についても、武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムは誘拐被害者ではなく被扶養者とみなすこと、あるいは、明白な形で戦闘員の役割を担っていなかった者を除外することにより、その身分を認めない。多くの女性戦闘員が性的及びジェンダーに基づく暴力を受け、それが強姦により生まれた子ども、高いレベルの性感染症、家族からの拒絶又は不名誉、その他のトラウマをもたらしている。武装解除・動員解除・社会復帰プログラムは、往々にして、彼女らの経験及び受けてきた心理的トラウマに対処していない。その結果、そうした女性は家族やコミュニティの生活にうまく復帰できなくなってしまう。

68.女性と女兒が武装解除・動員解除・社会復帰のプロセスに含まれている場合であっても、支援が不適切、かつ、性別によるステレオタイプに従っており、伝統的に女性向けとされている分野だけでしか技能開発を提供しないことから、女性の経済的エンパワーメントを制限してしまう。また、武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムは、紛争中及び紛争後の状況において女性と女兒が経験する社会心理的トラウマにも対処していない。それが、

今度はさらなる権利侵害を引き起こしかねない。それというのも、女性の社会的不名誉、孤立、経済的無力化は、一部の女性に搾取的状況（誘拐犯と一緒にいるなど）にとどまることを強いることや、あるいは、自分自身及び扶養家族を養うために不法行為に走らざるをえない場合は、新たな搾取的状況に入るように強いることがあるからである。

69.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 治安部門改革と調整しながら、かつ、その枠組内で、武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムを策定・履行すること、

(b) 治安に関する女性の様々な経験及び優先課題に対処し、女性及び女性組織とも連携した代表制の治安部門機関につながるような、性別への配慮と対応をわきまえた治安部門改革に取り組むこと、

(c) 治安部門改革を、元戦闘員の審査も含めて、制裁を伴う包括的な監督及び説明責任の制度に従ったものにし、ジェンダーに基づく違反行為を捜査するための専門の規則と部門を設け、性別に関する専門知識及び治安部門の監督における女性の役割を強化すること、

(d) 和平合意交渉及び国家機関の創設から、プログラムの立案及び履行に至る武装解除・動員解除・社会復帰のすべての段階において、女性の平等な参画を図ること、

(e) 武装解除・動員解除・社会復帰のプログラムが、特に女性戦闘員、及び、受益者として武装集団に関与した女性と女兒を対象に、公平な参画に対する障害に対処するものとなるように図るとともに、心理的及びその他の支援サービスがそうした人々に提供されるようにすること、

(f) 年齢及び性別に特化した武装解除・動員解除・社会復帰の支援を提供するために、若い母親及びその子どもたちを過度に標的にしたり、さらなる不名誉を与えたりすることなく、そうした人々に特有の懸念に対処すること等により、武装解除・動員解除・社会復帰のプロセスが女性特有のニーズに即したものとなるように図ること。

9. 憲法及び選挙制度改革（第1～5条（a）、第7条、第15条）

70.紛争後の選挙改革及び憲法制定のプロセスは、移行期間中及びそれ以降の男女平等に向けた基盤を築くための決定的な機会になる。こうした改革のプロセス及び内容は、いずれも、移行期間中に展開する別のタイプの性別に配慮した改革を女性人権運動家が要求する

際の法的根拠になることに加えて、紛争後の時期の社会的・経済的・政治的活動に女性が参画するための先例にもなる。また、紛争後の選挙及び憲法の改革における性別の視点の重要性は、安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）でも強調されている。

71.憲法起草プロセスにおいては、女性が平等かつ有意義に参画することが、憲法による女性の権利の保証を盛り込むための礎となる。締約国は、新憲法が本条約に沿って、男女平等及び無差別の原則を掲げるように図らなければならない。女性が男性と対等に人権及び基本的自由を享受するためには、事実上の平等に拍車を掛けるための暫定的な特別措置を講じることを通じて、女性が平等なスタートを切れるようにすることが重要である。

72.選挙制度の設計が性別に関して必ずしも中立ではないことから、紛争後の状況における選挙改革及び憲法起草のプロセスには、女性の参画を確保して男女平等を促進する上で固有の難しさがある。紛争後の時期に、どの利益集団が憲法制定機関及びその他の選挙機関に代表を送るかを決定する選挙の規則及び手続が、公的及び政治的活動における女性の役割を保証する上で決定的な意味を持つ。選挙制度の選択に関する判断が、女性の参画を妨げるジェンダーに基づく伝統的な偏見を克服する上で重要である。自由で公平な選挙の実施とともに、候補者及び投票者としての女性の平等な参画に向けて本質的に前進することは、性別に配慮した選挙制度や、あるいは、候補者としての女性の参画を強化し、適切な選挙人登録制度を保証し、女性投票者及び女性政治家候補者を国家又は民間の主体からの暴力にさらさないようにするための暫定的な特別措置の採用を含む、各種の適切な措置がなければ不可能である。

73.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する：

(a) 憲法起草プロセスへの女性の平等な参画を図るとともに、市民が憲法起草プロセスに参画し、意見を述べられるような性別に配慮した制度を採用すること、

(b) 憲法改革及びその他の法制改革が、本条約が定める女性の人権と、本条約第 1 条に沿い、公的及び私的な領域における直接的及び間接的差別の双方を対象とする女性差別の禁止を盛り込むとともに、さらに、あらゆる形態の女性差別を禁止する条文も盛り込むように図ること、

(c) 新憲法が暫定的な特別措置を提供し、市民及び非市民に対して適用され、非常事態において女性の人権が軽視されないように保証するように図ること、

(d) 選挙改革が男女平等の原則を盛り込むとともに、不利な境遇にある女性グループ向け

のものも含めて、クォータ等の暫定的な特別措置の採用を通じて女性の平等な参画を保証するように図り、比例代表制の選挙制度を採用し、政党を規制し、選挙管理機関が制裁によって順守を図るよう義務付けること、

(e) 必要に応じて郵便投票を認めるとともに、適切かつ利用しやすい数の投票所を確保するなどして、すべての障害を取り除くこと等により、女性投票者の登録及び投票を確保すること、

(f) 公職を目指して選挙活動を行う女性や投票権を行使する女性を標的にした国家及び非国家集団による暴力を含めて、女性の参画を損ねるあらゆる形態の暴力に対して、ゼロ・トレランス政策を採用すること。

## 10. 司法へのアクセス（第1～3条、第5条（a）及び第15条）

74.紛争が終結すると、社会は「過去の処理」という複雑な課題に直面するが、これには人権を侵害した者に自分の行為に対する説明責任を果たさせて、免罪の状態を終わらせ、法の支配を回復し、賠償を伴う司法の実施を通じてサバイバーのあらゆるニーズに対処する必要がある。司法へのアクセスに関連する課題は、公式の司法制度が存在しなくなったり、効率性や有効性が失われて機能しなくなったりする恐れがあることから、紛争中及び紛争後の状況において特に深刻かつ切実なものになる。往々にして、既存の司法制度は女性の権利を保護するよりも侵害する可能性が高く、そのことが、裁判に訴えることを犠牲者に思いとどまらせかねない。法律・手続・制度・社会・実務をめぐる根深い男女差別等、紛争前に国家の裁判所において司法を利用しようとする女性が直面していたすべての障害は、紛争中に悪化し、紛争後の期間中も存続し、警察及び司法制度の崩壊と相まって、女性の司法へのアクセスを拒絶又は妨害するように作用する。

75.紛争後の時期には移行期司法制度が設けられるが、その目的は、受け継がれてきた人権侵害に対処し、紛争の根本的原因と取り組み、紛争から民主的統治への移行を円滑化し、基本的な人権及び自由を保護・前進させるために設計された国家システムを制度化し、人権法及び人道法へのあらゆる違反に対して司法を提供して説明責任を確実に果たさせ、再発防止を図ることである。このような多様な目標を達成するために、往々にして、真実委員会やハイブリッド（混成）法廷を含む司法的及び非司法的な暫定的制度の両方又は一方が、機能不全に陥った国家司法制度の代替又は補完として設けられる。

76.紛争中に発生した中でも特に悪質かつ広範に行われた違反行為が、往々にして、移行期司法制度においても罰せられないまま、紛争後の環境下においても「常態化」されてしま

う。国内司法制度の強化と補完の両方又は一方を図る取組を行っても、発生したすべての被害に対する司法及び賠償を移行期司法制度が適切な形でもたらさず、その結果、女性の人権を侵害した加害者が享受する免罪の状態を確定させてしまえば、間違いなく、引き続き女性を失望させることになる。これまで、移行期司法制度は性別を反映した紛争の影響に十分に対処し、紛争中に発生したあらゆる人権侵害の相互依存性及び相互関係性に配慮することに成功していない。ほとんどの女性にとり、紛争後の司法が優先的に取り組む事項は市民的及び政治的権利の侵害を終わらせることに限定されるべきではなく、経済的・社会的・文化的権利を含むあらゆる権利の侵害を含むべきである。

77.本条約が定める締約国の義務は、締約国に対して、女性の権利のあらゆる侵害とともに、その根底にあつて、そうした侵害を支えていた構造的な性及びジェンダーに基づく差別に対処することを求めている。移行期司法制度は、紛争中に受けたジェンダーに基づく違反行為に対する賠償を女性に与えることのほかに、女性の人生を一変させるような変化を確実に起こさせる力を潜在的に持っている。新たな社会の礎を築く上でそうした制度が果たす重要な役割を考えると、こうした制度は、締約国が、本条約に基づく権利を女性が享受することを妨げてきた以前から存在する根強い性及びジェンダーに基づく差別に対処することで、実質的な男女平等の実現に向けた基礎を築く固有の機会にもなるのである。

78.国際裁判所はジェンダーに基づく犯罪の認識及び訴追に寄与してきたが、女性に対して司法へのアクセスを保証するためには様々な課題が残されており、手続上・制度上・社会的な多くの障害が国際的な司法プロセスへの女性の参画を妨げ続けている。過去の暴力を消極的に黙認することは、沈黙と不名誉の文化を強化する。真実委員会及び調停委員会のような調停プロセスは、往々にして、女性のサバイバーに安全な環境で自分の過去と向き合う機会を提供するとともに、正式な過去の記録となるが、しかしながら、そうしたプロセスを決して、女性と女兒に対して行われた人権侵害の加害者に対する捜査及び訴追の代用として用いるべきではない。

79.また、締約国の義務は、締約国に対して、女性が救済を受ける権利を保証することも求めており、そうした権利には、本条約が定める権利の侵害に対して適切かつ有効な賠償を受ける権利が含まれていることを、本委員会は改めて表明する。紛争中に受けた侵害に対する適切・有効・迅速な賠償を女性が受けられるようにするためには、救済が国家の裁判所又は国際裁判所、あるいは、行政賠償プログラムのいずれによって命じられたものであつても、受けた損害の性別的な側面を評価することが不可欠である。賠償措置は、女性の権利が侵害される前に存在していた状況を回復するよりも、女性の権利侵害を招いた構造的な不平等を転換し、女性の具体的ニーズに対応し、権利侵害の再発を防ぐことを追求すべきである。

80.紛争から抜け出す途上にある多くの諸国では、既存の非公式の司法制度が、女性が利用できる唯一の司法形態であり、紛争後の時期においては、そうした制度が有益なツールになりうる。しかし、こうした制度のプロセス及び決定が女性を差別する可能性があることを考えると、対象となる違反の種類や、こうした制度が下した決定に対して公式の司法制度の下で異議を申し立てる可能性を定めること等、女性の司法へのアクセスを促進する上で、そうした制度が担う役割を慎重に検討することが非常に重要である。

81.本委員会は締約国に対して、次のように勧告する:

(a) 移行期司法制度に対して、真実委員会及び賠償を含む、ジェンダーに配慮し、女性の権利を促進するような司法及び司法外の双方の仕組みを織り込み、包括的な取組を図ること、

(b) ジェンダーに基づくすべての違反行為に対処することを機関に義務付け、ジェンダーに基づく違反行為に対する恩赦を拒否し、移行期司法制度によってなされた勧告及び判断の両方又は一方を確実に順守することにより、移行期司法制度の本質的な側面として女性の司法へのアクセスが保証されるように図ること、

(c) 女性と女兒に対する性的暴力はなおさらのこと、いかなる人権侵害に対しても、調停プロセスに対する支援が包括的恩赦を与える結果を招かないように図るとともに、そうしたプロセスが、このような犯罪を免罪することに抵抗する取組を強化するものとなるように図ること、

(d) 法制改革においては、法の支配を再構築するに際してあらゆる形態の女性差別が禁止されるように図るとともに、必要に応じて刑事上・民事上・懲戒上の制裁を設け、さらに、あらゆる差別行為から女性を保護することを目的とする具体的措置を盛り込むこと、

(e) 女性の紛争体験が盛り込まれ、女性固有のニーズ及び優先課題が充足され、女性が受けたすべての侵害行為が対象となることを保証するため、あらゆるレベルの移行期司法制度の設計・運営・監視に女性が関与するように図るとともに、すべての賠償プログラムの設計に女性が参画するように図ること、

(f) 公聴会において女性の身元を明かさないようにしたり、女性からの証言は女性の専門家が聞くようにしたりすることを通じて、移行期司法制度への女性の十分な協力及び関与を促進・奨励するような適切な制度を採用すること、

(g) 女性が経験した様々な種類の違反に対処し、適切かつ包括的な賠償の提供を保証する有効かつ時宜を得た救済を与えるとともに、経済的・社会的・文化的権利の侵害とともに、性的暴力に加えて性及び生殖に関する権利の侵害、家庭内での性的な奴隷化、強制的結婚、強制移動を含むすべてのジェンダーに基づく違反行為に対処すること、

(h) 再被害及び不名誉を避けるために性別に配慮した手続を講じ、警察署に特別保護部門と性別問題担当部署を設け、秘密かつ慎重に捜査活動を遂行し、捜査及び公判において、女性と女兒の証言が男性の証言と同等に扱われるようにすること、

(i) 女性の権利の侵害を免罪することに抵抗するとともに、加害者を裁判にかけることで、あらゆる人権侵害が適切に捜査・訴追・処罰されるようにすること、

(j) 司法制度の独立性・公平性・誠実性を確保し、紛争中及び紛争後の状況における性的暴力に関連する法廷証拠を収集・保全する治安・医療・司法要員の能力を強化し、国際刑事裁判所（ICC）を含む他の司法制度との協力を強めること等を通じて、犯罪に関する説明責任を確保すること、

(k) 法律扶助の提供や、遠隔地向けだけでなくキャンプ・居留地向けにも移動裁判所を提供する、家庭内暴力（DV）裁判所や家庭裁判所等の専門化された裁判所の創設を通じるなどして、女性の司法へのアクセスを強化するとともに、身元情報の非開示や避難場所の提供を含めて、犠牲者及び目撃者向けの適切な保護措置を保証すること、

(l) 非公式の司法制度に必要な応じて直接関与して適切な改革を促すことで、そうしたプロセスを人権及び男女平等の基準に沿ったものにするるとともに、女性が差別を受けないように図ること。

## V. 結論

81.上に述べた内容に加え、本委員会は締約国に対して、次のように勧告する。

### A. 監視及び報告

82.締約国は、紛争予防・紛争中・紛争後における女性の人権を保証するために導入した法的枠組み、政策、プログラムについて報告すべきである。締約国は女性・平和・安全保障に関して、経時的な傾向に加えて性別ごとの統計を収集・分析し、利用できるようにすべ

きである。締約国の報告は、単独又は国際機関の一員として行った行為に加えて、女性及び紛争予防・紛争中・紛争後の状況に関係することから、自国領土の内外の自国の司法権が及ぶ領域内での行為を対象とすべきである。

83.締約国は安全保障理事会が取り上げる女性・平和・安全保障に関する議題、特に、決議第 1325 号（2000 年）、第 1820 号（2008 年）、第 1888 号（2009 年）、第 1889 号（2009 年）、第 1960 号（2010 年）、第 2106 号（2013 年）の履行に関して、議題の一環として策定された国際連合で合意済みのベンチマーク又は指標の順守状況を取り上げて報告すること等を通じて、情報を提供しなければならない。

84.また、本委員会はそれが紛争予防・紛争・紛争後に関連するものである限り、外国の領土の管理に関与している国際連合の該当する派遣団からの、管理下にある地域における女性の権利の状況に関する報告の提出を歓迎する。

85.本条約第 22 条に従い、本委員会は専門機関に対して、紛争予防・紛争中・紛争後の状況における本条約の履行に関する報告を提出することを勧める。

## B. 条約の批准又は承認

86.以下に示すものを含め、紛争予防・紛争中・紛争後における女性の権利保護に関するすべての国際文書を批准することを、締約国に対して奨励する：

(a) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書（1999 年）、

(b) 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書（2000 年）、

(c) 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（1977 年）及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（1977 年）、

(d) 難民の地位に関する条約（1951 年）及びその議定書（1967 年）、

(e) 無国籍者の地位に関する条約（1954 年）及び無国籍の削減に関する条約（1961 年）、

(f) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の

取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（2000年）、

(g) 国際刑事裁判所に関するローマ規程（1998年）、

(h) 武器貿易条約（2013年）。